



栃木県公報

平成29年
3月30日(木)
号外
第11号

目次

規 則

- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正..... 1
- 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正..... 2
- 栃木県農業大学校規則の一部改正..... 3
- 栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部改正..... 3
- 牛の伝達性海綿状脳症検査手数料の額に関する規則の一部改正..... 4

規 則

栃木県規則第九号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年栃木県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し中「助成金支給書類等」を「助成金支給書類」に改め、同条第二項中「法第五十五条第一項の助成金の支給に係るものにあつては」及び「同項の海外への送金又は金銭の持出しに係るものにあつては別記様式第二十四号により」を削る。

第二十九条中「別記様式第二十五号」を「別記様式第二十四号」に改める。

第三十一条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条中「別記様式第二十六号」を「別記様式第二十五号」に改める。

第三十二条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記様式第十七号（裏）中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記様式第十八号中

過去の仮認定の有無 (仮認定日及び所轄庁)	を	過去の特例認定の有無 (特例認定日及び所轄庁)	に
--------------------------	---	----------------------------	---

仮認定取消の有無 (取消日) (取り消した所轄庁)	を	特例認定取消の有無 (取消日) (取り消した所轄庁)	に改める。
---------------------------------	---	----------------------------------	-------

別記様式第二十号中「認定（仮認定）特定非営利活動法人」を「認定（特例認定）特定非営利活動法人」に

認定（仮認定）の有効期間	を	認定（特例認定）の有効期間	に改める。
--------------	---	---------------	-------

別記様式第二十一号及び別記様式第二十二号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

別記様式第二十三号中「認定（仮認定）特定非営利活動法人」を「認定（特例認定）特定非営利活動法人」に

認定（仮認定）年月日	を	認定（特例認定）年月日	に改める。
------------	---	-------------	-------

認定（仮認定）の有効期間

認定（特例認定）の有効期間

別記様式第二十四号を添付。

別記様式第二十五号中「認定（仮認定）特定非営利活動法人」と「認定（特例認定）特定非営利活動法人」

認定 仮認定 年月日	認定 特例認定 年月日	認定 仮認定 上記以外
認定 仮認定 の有効期間	認定 特例認定 の有効期間	

認定 特例認定 上記以外	に改め、同様式を別記様式第二十四号とする。
--------------------	-----------------------

別記様式第二十六号中「仮認定申請書」と「特例認定申請書」と、「仮認定を」と「特例認定を」と

過去の仮認定の有無 （過去に仮認定した所轄庁）	有 ・ 無 （ 年 月 日 ）	を
過去の特例認定の有無 （過去に特例認定した所轄庁）	有 ・ 無 （ ）	に

改め、同様式を別記様式第二十五号とする。

附 則

- この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十四条第四項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の提出に関する改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

（県民文化課）

栃木県規則第十号

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則（昭和五十五年栃木県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設（児童を通わせて支援を行う場合に限る。）」に、同表備考3中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設（児童を通わせて支援を行う場合を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（こども政策課）

栃木県規則第十一号

栃木県農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県農業大学校規則の一部を改正する規則

栃木県農業大学校規則(昭和五十九年栃木県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 就農準備基礎研修 就農予定者に対して行う農業の基礎的知識技術に関する研修
- 二 就農準備専門研修 就農予定者に対して行う農業の専門的知識技術に関する研修

第二十七条第一項に次の一号を加える。

- 六 本科教科目聴講研修 第一号又は第二号の研修の受講者又は修了を認定された者に対して行う本科の教科目の聴講による農業の知識技術の向上を図るための研修

別表第二中

定年帰農希望者研修	15,000円
新規就農希望者研修	1 基礎コース(農業の基礎的知識技術に関する研修をいう。) 15,000円 2 専門コース(農作物の種類別の栽培技術に関する研修をいう。) 25,000円

を

就農準備基礎研修	15,000円
就農準備専門研修	1 農作物の種類別の栽培技術等に関する講義、演習及び実習を行う研修 50,000円 2 1の研修で行う講義、演習及び実習に加えて、本科の教科目の聴講及び農作物の種類別の栽培技術等に関する調査研究を行う研修 90,000円

に

改め、同表に次のように加える。

本科教科目聴講研修	1 四半期コース(別表第1に掲げる教科目のうち種類が講義であつて単位数が1であるものの聴講を行う研修をいう。) 1教科目につき1,050円 2 半期コース(別表第1に掲げる教科目のうち種類が講義であつて単位数が2であるものの聴講を行う研修をいう。) 1教科目につき2,100円
-----------	---

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経営技術課)

栃木県規則第十二号

栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則

栃木県家畜保健衛生所手数料規則(昭和二十四年栃木県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別記細目表8の項中「試験管凝集反応、補体結合反応、寒天ゲル内沈降反応等」を「抗体検査(エライザ法

による場合に限る。)、牛のブルセラ病検査、牛のヨーネ病検査、豚のオーエスキー病検査(ラテックス凝集反応法による場合に限る。)又は馬の伝染性貧血検査として行うものを除く。」に改め、同表9の項中「二〇八〇」を「五四〇」に、「血液、尿胃液等の一検体」を「一検査項目」に改め、同表13の項の次に次のように加える。

13の2	抗体検査	六三〇	エライザ法による場合に限り、牛のブルセラ病検査、牛のヨーネ病検査又は馬の伝染性貧血検査として行うものを除く。
------	------	-----	--

別記細目表16の2の項中 を

「ラテックス凝集反応法による場合に限る。」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に依頼がなされている検査に係る手数料については、なお従前の例による。

栃木県規則第十三号

牛の伝達性海綿状脳症検査手数料の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十九年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

牛の伝達性海綿状脳症検査手数料の額に関する規則の一部を改正する規則

牛の伝達性海綿状脳症検査手数料の額に関する規則(平成十七年栃木県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「四千五百円」の下に「(死体の保管を伴う場合にあつては、五千円)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に申請がなされている検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(畜産振興課)